

敦賀市人権施策基本方針

(平成29年9月修正版)

敦賀市

(平成22年3月策定)

目 次

第1章	基本的な考え方	1
1	背景及び趣旨	1
2	基本理念	1
第2章	敦賀市における人権問題への取組	2
1	女性	2
2	子ども	3
3	高齢者	4
4	障がい者	5
5	外国人	6
6	同和問題	7
7	感染症等の患者	8
8	犯罪被害者	9
9	その他のさまざまな人権	10
第3章	人権施策推進のために	11
	用語集	12

※の用語は「用語集」に掲載しています。

第1章 基本的な考え方

1 背景及び趣旨

国連は世界人権宣言の理念を実現するため、平成7年から平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、世界的に人権教育及び人権啓発の取組を行ってきました。さらに、平成17年からは、「人権教育のための世界計画」が開始され、21世紀は、「人権の世紀」と云われております。

我が国では、日本国憲法に定められた「基本的人権の尊重」を基本原則とし、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定するとともに、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育及び啓発に取り組んでいます。また、平成12年には「人権教育及び人権啓発推進に関する法律」が制定され、その中で地方公共団体の責務を「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

福井県では、平成11年に「人権教育のための国連10年」福井県行動計画を策定し、平成18年には福井県行動計画の名称を「福井県人権施策基本方針」に変更し人権尊重の社会づくりを推進しています。

こうしたことから、本市においても、全庁的な体制で人権施策、人権尊重意識の啓発及び人権教育の推進を展開するため、この基本方針を策定します。

2 基本理念

本市は、豊かな自然との共生のもと「ひと」を大切にする参加と交流の「まち」づくりを基本理念に、また、難民等を温かく迎え入れた「人道の港」の精神のもと、家庭、地域、学校、職場その他さまざまな場を通じて、市民への理解を深める施策を推進し、人権が尊重されるとともに、お互いに支え合い、ともに生きるぬくもりのあるまちの実現を目指します。

第2章 敦賀市における人権問題への取組

1 女性

(現状と課題)

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」は、たいへん重要な課題です。

本市では、平成12年に男女共同参画の担当部署を設置して以来、平成14年に「つるが男女共同参画プラン」の策定、平成16年に「敦賀市男女共同参画推進条例」の制定、平成17年に「敦賀市男女共同参画都市」を宣言するなどの取組を進めてきました。

現在、平成28年3月に策定した「第3次つるが男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関わる各種施策の推進に努めています。

しかし、依然として家庭生活においては、家事、育児又は介護の大半を女性が担っているのが現状であり、性別にとらわれない役割分担意識の醸成が不可欠です。

また、配偶者や交際相手からの暴力的行為、多様なハラスメント*といった男女共同参画に関する問題について、被害者のほとんどが女性であることから、被害の未然防止と安心して相談できる体制が求められます。

これらの問題を解消するためには、家庭、学校、職場及び地域のそれぞれの場面において、男女共同参画の視点に立った取組が必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) 家庭、学校、職場及び地域において、個人の生き方や意思を尊重し、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた男女平等教育及び啓発に積極的に取り組みます。
- (2) 男女共同参画に関するさまざまな問題に対し、相談支援体制を充実させ、適切な情報提供を行い、関係機関との連携強化を図ります。
- (3) 本市の方針決定過程における各種審議会、委員会への女性の参画を促進するなど、男女が共同参画する機会の確保に努めるとともに、企業や地域等への啓発に努めます。

2 子ども

(現状と課題)

近年、全国的に結婚や子どもを持つことに対する意識が変化し、親として仕事と子育ての両立や子育てに対する負担感が増大する中で、身体的虐待、ネグレクト^{*}等の「児童虐待」が増加傾向にあります。

この問題の解消に向けて、本市では平成15年度に「敦賀市子ども虐待防止ネットワーク」を、平成19年度には児童福祉法改正に伴い名称を変更して「敦賀市要保護児童対策地域協議会」を設立して体制の強化を図ってきましたが、今後は児童相談所等の関係機関との一層の連携強化を進めていくとともに、虐待に関する共通の知識及び認識を広く市民に普及啓発していくことが必要です。

また、少子化、核家族化の進行は、子ども同士のふれあいの機会を少なくすることに加え、インターネットや携帯電話の普及による子どもを取り巻くコミュニケーション環境は、自主性や社会性が育ちにくくなるといった子ども自身への影響が懸念されています。さらに、学校におけるいじめは、社会的にも大きな問題となっています。

このような中で、保育所、幼稚園、認定こども園及び学校においては、子どもが健やかに育つよう、きめ細やかな見守りと支援を行い、家庭、地域及び関係機関との効果的な連携に努めていくことが必要です。いじめに関しては、平成25年の「いじめ防止対策推進法」の制定に基づき、本市においては、「敦賀市いじめ防止基本方針」を、全ての小中学校においては「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めております。

さらに、子どもの発達段階に応じた悩みに応えられる相談及び支援体制を充実させることが必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) 「児童虐待」の問題に対して、保護者に対する働きかけ及び児童の保護について児童相談所等の関係機関と連携を強化しながら、虐待の早期発見、早期対応等、子どもを守る体制づくりをさらに進めます。
- (2) 子どもの健全な育成を目指して、就学前教育及び学校教育の充実を図り、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭及び地域社会が一体となった施策を推進します。
- (3) 子どもを取り巻くさまざまな問題の解消のために、子ども、保護者、地域等に対する支援体制を整備するとともに、啓発活動の充実を図ります。

3 高齢者

(現状と課題)

急激な高齢化の進展に伴い介護を要する人もさらに増加すると予測され、介護問題は老後生活の最大の不安要因となっています。

また、超高齢社会に対し福祉や社会システムが追いつかず、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者の尊厳を脅かすようなさまざまなトラブルが発生するなどの現象が起きています。

高齢者の方への相談は地域包括支援センターが中心となって対応していますが、介護をめぐる家族間の不和、認知症や精神障がいの方のトラブル、高齢者虐待、高齢者の権利侵害等の相談件数が増加し、対応が困難な事例も増えています。

これらの問題の解消に向けて、「敦賀市高齢者権利擁護連絡協議会」において虐待事例の検討、虐待対応マニュアルの作成、成年後見制度研修会等を実施しており、高齢者を家族だけでなく社会全体で支える体制を構築しています。

また、認知症の方を地域全体で支えるため、「敦賀市認知症支援推進協議会」を設立し、認知症の普及啓発、早期発見、支援体制等について、関係機関が連携し協議を行っています。

認知症の方の行方不明に対しては、関係機関が連携して早期に発見するため、行方不明情報をメールで配信する「敦賀みまもりネットワーク」のシステムを稼働しています。

高齢者の増加に伴い、今後も高齢者の権利擁護に関する相談や困難事例の増加が考えられます。高齢者虐待、認知症、成年後見制度に関する普及啓発を一層推進していくことが必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) 保健、福祉、医療等の関係機関が連携し、一人暮らしの高齢者、介護を要する高齢者等が安心して生活を送ることができるよう、総合的なサービスの提供及び見守り体制の強化を図るとともに、相談体制の充実に努めます。
- (2) 認知症に関する正しい知識及び情報の普及を図るとともに、認知症の高齢者を地域で支えるまちづくりを目指します。
- (3) 判断能力の低下した高齢者を守るため、財産権の保護等を目的とした成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の活用について支援します。
- (4) 介護及び福祉の問題等に関する基礎的な理解を深めるための教育、啓発及び情報発信に努めます。

4 障がい者

(現状と課題)

障がいの有無に関わらず、すべての人が地域社会で安心して暮らし、お互いが人格と個性を尊重し、支え合うことのできるまちづくりを進めていくためには、障がい及び障がいのある人に対する十分な理解と温かい配慮が不可欠です。

本市では、平成10年に「敦賀市障がい者福祉計画」を策定し、改訂を重ねるとともに、平成24年には「敦賀市障がい者虐待防止センター」を設置し、また、平成28年には障害者差別解消法に基づく職員対応要領を定めるなど施策の推進に取り組んでいます。

しかし、現実には、障がいについての知識不足及び理解不足から、障がいのある人への偏見や差別意識が見られることや、ソフト、ハード面におけるバリアフリー^{*}化が進まず、障がいのある人の社会参加が進みにくい環境にあります。また、発達障がい、学習障がい等、支援体制が不十分な分野もあります。

これらの問題の解消に向けて、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進やさまざまな障壁の解消が必要です。また、ノーマライゼーション^{*}の理念及びリハビリテーション^{*}の理念のもと、個々の障がいの種別及び個性に合った自立と社会参加の実現に向けた総合的な取組が必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) ノーマライゼーションの理念を育てる必要性から、とりわけ次代を担う子どもたちの教育を推進するため、学校及び関係機関との連携を図ります。
- (2) 支援を必要としている障がいのある児童及び生徒が生き生きと活動できるよう特別支援教育の充実に努めます。また、児童福祉法による障がい児通所サービスや相談支援事業所の拡充に努め、切れ目のない支援体制に努めます。
- (3) 障がいのある人の自立を支援するため、授産施設の製品販売会の開催等の間接支援も含め、多様な就労の場の確保及び柔軟な就労形態の構築に向けて支援します。また、就労後の支援体制の構築を進めます。
- (4) 障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、障がいのある人本位の支援及び地域福祉の推進に努めます。
- (5) 障がいのある人への相談並びに情報提供体制の整備及び充実に努めるとともに、権利擁護体制の充実に努めます。
- (6) ユニバーサルデザイン^{*}の理念に基づき、多くの人が利用できるよう、バリアフリー化を進めます。
- (7) 「障害者差別解消法」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の周知や理解を図るとともに、実効性と持続性のある啓発に努めます。

5 外国人

(現状と課題)

本市には、平成29年3月末現在793名の外国人住民が生活しています。本市人口の約1.2%にあたり、国籍は韓国、フィリピン、中国、朝鮮、ベトナム等さまざまです。

今後さらなる国際化の進展が見込まれる中、言語、文化、宗教及び生活習慣の違いからくる偏見や誤解、無知や無関心に起因する諸問題を解消するためには、市民一人ひとりが誤った情報及び偏見にとらわれない人権感覚を身につけるとともに、外国文化の多様性等を理解し、尊重することが必要です。

また、外国人自身も、地域社会の一員であるという認識が大切であり、日本人も外国人も、ともに生きるパートナーとして、互いに認め合い、ともに地域づくりをしていこうという多文化共生の社会づくりが必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) 民間団体等との協働による国際交流事業や学校の国際理解教育等を通して、お互いの価値観及び人権を尊重する意識を養うとともに、国際理解や国際的視野に立った「共生」の心をはぐくむように努めます。
- (2) 国籍や民族等の異なる人々が、文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」を推進するため、交流機会の創出や情報発信等に努めます。

6 同和問題

(現状と課題)

同和問題は、日本固有の重大な人権問題であり、憲法によって保障された基本的人権の侵害にかかわる社会問題です。これを解消することは行政の責務であり、同時に市民一人ひとりが同和問題を自らの問題としてとらえ、意識の高揚を図るとともに、差別解消に向けた行動へと繋げていくことが大切です。

国及び県は法律に基づいて同和対策事業を推進し、住宅や道路等の生活環境の基盤整備は着実に成果を上げてきました。

しかし、結婚問題を中心とした同和問題に関する偏見や差別意識は、依然として存在しており、今もなお誤った考え方による差別事象やインターネット上の書き込み等が発生したり、研修会等への参加者が固定傾向にあったり、行動への躊躇が見られるなど、ソフト面での課題は解消されていません。

この問題の解消に向け、同和問題について市民が正しく理解し、認識を深め、主体的に取り組めるように、効果的な人権啓発活動を推進していくことが必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) 各学校や社会教育施設及び生涯学習施設と連携し、子どもの発達段階や、地域社会のニーズに応じた身近な学習の場を充実し、情報教育も含めた時代に適合した同和教育の推進及び啓発に努めます。
- (2) 「福井県人権啓発活動ネットワーク協議会」や人権擁護委員及び人権にかかわるその他の組織との連携を図り、効果的な教育・啓発活動を進めます。
- (3) 各種研修を通して人権意識を高め、一般市民にも参加しやすい学習の場を提供するなど、「裾野」の拡大に努めます。
- (4) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知や理解を図るとともに、実効性と持続性のある啓発に努めます。

7 感染症等の患者

(現状と課題)

ハンセン病*患者、元患者及びH I V*感染者をはじめとする感染症等の患者に対する差別及び偏見は、それぞれの病気についての正しい知識と理解が不足しているために生まれる場合があります。

知識や理解の不十分さ等に起因する差別や偏見によって、社会生活の中で周囲の偏見の目を恐れて、生きづらさを抱えている人もいます。また、家族やパートナー等も同様に差別や偏見に苦しめられることもあります。

従来の感染症のほか、今後も、新型インフルエンザ等の新たな感染症やさまざまな疾病について、偏見や差別が生じてしまう恐れがあります。

これらの問題を解消するためには、感染症等に対する正しい知識の普及啓発を図ることが必要です。

また、どのような病気又は感染症であっても、その当事者及び家族が不利益を被ることなく、安心して治療を受けることができ、地域で生活できる社会づくりが必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) 市民啓発、学校教育等の場において、感染症をはじめとするさまざまな疾患等に対する正しい知識の普及に努め、偏見及び差別意識の解消を図ります。
- (2) 感染症等に関する市民への情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、相談等の窓口を充実します。

8 犯罪被害者

(現状と課題)

多くの犯罪被害者（家族又は遺族を含む。）は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的ショック並びに経済的及び時間的負担、さらには、うわさ話、一部のマスコミの過度な取材や報道によるストレス等さまざまな二次的被害を受けています。

国は、「犯罪被害者等基本法」に基づき、平成17年に「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者や支援者の要望等も踏まえて、推進すべき具体的な施策及び支援のための体制整備等をまとめました。

しかし、福井県内では、犯罪被害者等に対する認識や取組に対する理解はまだ低い状況にあります。また、公益社団法人福井被害者支援センターが福井県警と共催して県民公開講座の開催等の啓発事業に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、相談件数は増えない現状にあります。

その要因としては、埋もれた被害が多いこと、表面化させたくないという心理が働いていることなどが考えられますが、凶悪な犯罪は増加傾向にあることから、犯罪被害者による相談の必要性はさらに高まることが予想されます。

多種多様な犯罪が発生する中、犯罪被害者に生ずる問題は複雑であり、犯罪被害者に対するその理解と支援が一層求められています。そのため、関係機関の相互連携、ボランティア等をはじめとする地域社会の協力により、犯罪被害者の人権に関する教育及び啓発を一層推進することが必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) 犯罪被害者の人権に関する教育及び啓発を推進します。
- (2) 庁内での連携を図り、相談を受ける基本的考え方及び技術を取りまとめ、その情報を関係職員間で共有します。
- (3) 公益社団法人福井被害者支援センターとの連携及び協力を推進します。

9 その他のさまざまな人権

(現状と課題)

多様化が進む現代社会において、これまでの人権問題のほかにもさまざまな人権問題が存在します。

インターネットの急速な普及により、その匿名性を悪用して電子掲示板への誹謗中傷、差別的な書き込みや個人情報の大量流出等人権問題が増加しています。実体のない「インターネット」空間での取り締まり及び未然防止並びに発見後の回復措置は困難である場合が多く、また、被害が急速に拡大する可能性もあります。

性同一性障がい、同性愛等の性的マイノリティ（LGBT）*に関する差別的な言動も発生しています。

さらには、刑を終えて出所した人、ホームレスの人等に対するさまざまな差別等の問題があります。

また、災害が発生すると被災した人々の人権は著しく制限され、災害の応急対策及び復旧の進行に合わせて基本的な人権の復旧にも配慮が求められています。

このように、社会の変化に伴って生じた多様な人権問題の解消が求められています。人権は誰もが等しく持っており、同じ社会の一員として円滑な生活を営むために、お互いの個性を認め合うことが必要であり、さまざまな人権問題の解消を図るためには、正しい認識と理解を深めるための教育及び啓発を進めることが必要です。

(施策の基本的方向)

- (1) インターネット上での利用者の責任及びモラルについての啓発を進めます。
- (2) 子どもたちに対しインターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成に努めます。
- (3) 今後、新たに生じる問題も含めて、あらゆる差別をなくすための教育及び啓発に努めます。
- (4) 時代に即した相談対応の体制を整備します。

第3章 人権施策推進のために

1 推進体制

人権尊重のまちづくりを目指し、市政のあらゆる分野において人権教育及び啓発に関する施策を推進するため、敦賀市人権施策推進本部を設置し、全庁的な情報共有を行い、横断的に人権施策に取り組みます。

2 連携

国及び県の担当部局並びに関係団体と連携及び協力を行い、教育、啓発等に取り組みます。

3 見直し

定期的には人権施策の実施状況を把握するとともに、国内外の動向及び社会経済情勢の変化に応じた施策を適切に推進するため、必要に応じてこの方針を見直します。

H I V (8頁に記載)

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるウイルス。

H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。H I Vは血液、精液、膣分泌液、母乳等に多く含まれる。感染は、粘膜（腸管、膣、口腔内等）及び血管に達するような皮膚の傷からであり、傷のない皮膚からは感染しない。そのため、主な感染経路は「性行為による感染」、「血液による感染」、「母子感染」となっている。

性的マイノリティ (L G B T) (10頁に記載)

性的指向や性自認等、性に関する場面における少数派＝マイノリティのことを指す。性的マイノリティは、L G B Tという総称がある。L＝レズビアン（女性同士の同性愛者）、G＝ゲイセクシュアル（男性同士の同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（性別に捉われず生きる人々のことで、性別違和も含まれる。）

ネグレクト (3頁に記載)

児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待のひとつ。子どもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。また、ペットの飼育放棄に対しても指すことがある。

ノーマライゼーション (5頁に記載)

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

ハラスメント (2頁に記載)

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいう。その種類は、性的なセクシュアル・ハラスメント、職務権限を背景にした職場でのパワー・ハラスメント等さまざまであるが、他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。

バリアフリー (5頁に記載)

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを取り除くという意味。元は建築用語として登場し、道路・建物等の段差の解消等物理的な面で用いることが多いが、より広く高齢者や障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の解消や、情報バリアフリーのように情報機器の利用環境等における障壁の解消についても用いられる。

ハンセン病 (8頁に記載)

抗酸性菌の一種で、らい菌（1873年ノルウェーのA・ハンセンによって発見）によって起こる感染症であるが、病原性は弱く、たとえ感染しても発病することはまれである。以前の病名は「らい病」で、遺伝病と誤解された時代もあった。新薬プロミンの出現により不治の病ではなくなった。

ユニバーサルデザイン (5頁に記載)

年齢、性別、身体、国籍等人々が持つさまざまな特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方

リハビリテーション (5頁に記載)

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方